

仁和寺  
尊藏

# 金剛頂瑜伽護摩儀軌二本の訓點

— 金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓讀史よりの考察 —

小林芳規

一、はじめに

京都御室の總本山仁和寺に、金剛頂瑜伽護摩儀軌の院政期の訓點本が二本尊藏せられる。一本は、康和五年（一〇三三）に仁和寺の實寛が奉受した一帖であり、もう一本は、寛治三年（一〇八九）に仁和寺喜多院で書字し翌年に奉受した一帖である。共に仁和寺で書字され、仁和寺所用の訓點が施され、仁和寺に伝承されたものであり、仁和寺の學問の伝流をうかがう重要な資料である。本稿は、この仁和寺尊藏の二本の訓點について紹介し、併せて他寺院に現存する金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓點本につりて述べ、更にこの儀軌の訓讀史の上から見た仁和

寺藏二本の訓點の性格について考察しようとするものである。

仁和寺尊藏の金剛頂瑜伽護摩儀軌二本のうち、康和五年点本については、夙に吉沢義則博士が「真言宗の乎古止点」で取上げられ、奥書にある「大師大僧正御伝」に注目されて、空海の説を伝えたものとして紹介された。又、中田祝夫博士は、康和五年点本と寛治三年点本の両本を取上げて比較され、更に、吉沢博士が空海とされた「大師大僧正」は、空海ではなく、寛朝大僧正であることを説明された。

このように、仁和寺尊藏の二本は既に先学によって取上げられたものであるが、その一部の言及に止まつてい

た。そこで、本稿では、仮名字体・ヲット点を始め訓法に亘って紹介すると共に、金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓読史から考察することにする。

仁和寺尊藏の金剛頂瑜伽護摩儀軌二本の調査については、仁和寺門跡の松村祐澄猥下、同執行長田中純應猥下を始め仁和寺御当局各位の御高配と御世話を賜り、又、公表についての御允許を賜っている。茲に厚く御礼を申上げる次第である。

### 二、仁和寺尊藏金剛頂瑜伽護摩儀軌二本の訓点

金剛頂瑜伽護摩儀軌は、不空の訳出に係り、金剛頂経より護摩法を列出したもので、息災・増益・降伏・鈎召敬愛の五種護摩を説き、中でも敬愛を最勝としている。

以下、仁和寺尊藏二本の書誌と訓点とについて述べる。  
〔一〕金剛頂瑜伽護摩儀軌 康和五年奉受本 一帖

(御経藏第八十箱26号)

本書は、康和五年(一〇三三)に實寛が奉受した本であることが奥書から知られる。本文の書字もその頃である。粘葉装柄型本で、楮文り斐紙の料紙に押界を施し、本文を一頁七行、一行十二字に書き写している。全二十一

丁。法量は、縦一八・八握、横一五・四握、界高一四・五握、界幅一七握である。「仁和寺」の朱印を押捺する。外題・内題・尾題とも「金剛頂瑜伽護摩儀軌」とあり、内題に続いて「持進試鴻臚卿大興善寺三藏沙門大廣智/不空奉詔訳」とある。奥書は、朱書(筆で左のようにある。

(奥書) 康和五年正月五日於烏羽御壇所奉受了

僧實寛

(以下、後表紙見送)  
此點本奥云 永法沙門釋清壽之本

於遍照寺灌頂院傳受之

大師大僧正 御傳

正暦二年夏安居六月廿日

(墨書 花押アリ)

全帖に亘って稠密な朱書の訓点が施され、別に墨書の仮名が散在する。朱書の訓点には二種が認められる。第一種は仮名とヲット点で全帖に亘り基本となつている。第二種は仮名だけで散在し第一種と異なる訓法を如えてゐる。朱書・墨書ともに仮名字体から見て康和五年乃至その頃の加点である。ヲット点は、仁和寺所用の円堂点である。仮名字体とヲット点は、次頁の第一図のように帰納される。



の賢清は、北院御堂守覚法親王の弟子で、弁僧都と呼ばれ、元久元年(一一〇四)に五十歳で卒している(血脈類集記第七)。

以上によれば、この本が、仁和寺の寛朝の訓説を仁和寺において伝承したものであり、その後も賢清によって所持され、恐らく引続き仁和寺経蔵に尊蔵されて今日に伝来されたものであると見られる。すなわち、寛朝以来の仁和寺の字問の流れをうかがう重要な資料である。

〔二〕金剛頂瑜伽護摩儀軌

寛治三年書字本 一帖

(御経蔵第八十箱ひき)

本書は、寛治三年(一一八九)に仁和寺喜多院で書字し、翌四年に訓点を奉受した本であることが奥書から知られる。粘葉装折型本で、斐紙の料紙に押界を施し、本文を一頁八行、一行十三字に書字している。全二十丁。法量は、縦一八九糎、横一五三糎、界高一五〇糎、界幅一五糎である。「仁和寺」の朱印を押捺する。外題・内題・尾題とも「金剛頂瑜伽護摩儀軌」とあり、内題に続いて「持進試鴻臚卿大興善寺三藏沙門大廣智不空奉詔」とある。

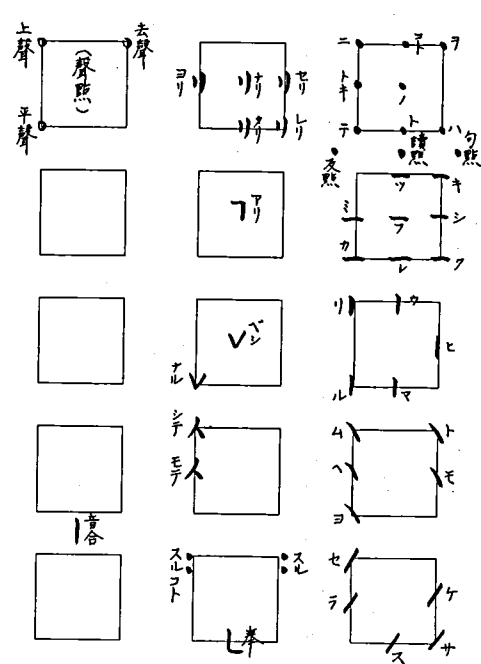
奥書は、本文と同筆で次頁のようにある。

〔第二四〕金剛頂瑜伽護摩儀軌寛治三年書本の傍巻

ト	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
リ	ロ	ラ	ヤ	ト	ハ	ナ	タ	セ	カ	ア
キ	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
ナ	上	リ		三		ニ		い	イ	
符	壘	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
オ	モ	ハ		ム	フ	ヌ	ハ	ス	ク	ウ
エ		レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
		シ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
令	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
令	シ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

各欄とも上段が朱傍名、下段が墨傍名

〔ラット点図〕



〔奥書〕<sup>〔墨書〕</sup> 寛治三年極月十八日於仁和寺喜多院書寫

〔朱書〕 同四年三月十日僧教 勸 奉受已了

全帖に亘つて朱書の一筆による訓点が施され、別に極少量の墨仮名が存する。墨仮名も朱書と同じ寛治四年頃の

加点である。仮名字体とワコト点は、前頁の第二圖のよ

うに帰納される。ワコト点は、仁和寺所用の内堂点であ

る。加点者は未詳であるが、本文書字が仁和寺喜多院で

なされ、ワコト点か内堂点であることか、仁和寺にお

いて仁和寺僧により加点されたと考えられる。このこと

は、本文の訓読法が〔一〕の康和五年点本と殆ど一致する

ことか、りも証せられる。

〔一〕の康和五年点本と、〔二〕の寛治三年字本との訓読法と

比べると、良く一致する。例えば、次のようである。

1. 「康和五年点本」(七丁裏)

以左の手<sup>ミサキ</sup>握<sup>ニギ</sup>右の手腕<sup>ミサキ</sup>。右の手<sup>ミサキ</sup>舒<sup>ユ</sup>掌<sup>テ</sup>向外<sup>ト</sup>屈<sup>マ</sup>。

禅度<sup>ゼンタク</sup>横<sup>ヨコ</sup>在<sup>ニ</sup>掌中<sup>テノナカ</sup>。進度<sup>シンタク</sup>如<sup>ニ</sup>鉤<sup>カギ</sup>。米<sup>コメ</sup>去<sup>ク</sup>。

招<sup>マケ</sup>獻<sup>ケル</sup>已<sup>レ</sup>。以<sup>テ</sup>禅<sup>ゼン</sup>檢<sup>ケン</sup>戒<sup>ケツ</sup>度<sup>タク</sup>。即<sup>チ</sup>成<sup>ル</sup>發<sup>ハツ</sup>遣<sup>セン</sup>。

〔寛治三年字本〕(六丁裏)

以左の手<sup>ミサキ</sup>握<sup>ニギ</sup>右の手腕<sup>ミサキ</sup>。右の手<sup>ミサキ</sup>舒<sup>ユ</sup>掌<sup>テ</sup>向外<sup>ト</sup>屈<sup>マ</sup>。

禅度<sup>ゼンタク</sup>横<sup>ヨコ</sup>在<sup>ニ</sup>掌中<sup>テノナカ</sup>。進度<sup>シンタク</sup>如<sup>ニ</sup>鉤<sup>カギ</sup>。米<sup>コメ</sup>去<sup>ク</sup>。

招<sup>マケ</sup>獻<sup>ケル</sup>已<sup>レ</sup>。以<sup>テ</sup>禅<sup>ゼン</sup>檢<sup>ケン</sup>戒<sup>ケツ</sup>度<sup>タク</sup>。即<sup>チ</sup>成<sup>ル</sup>發<sup>ハツ</sup>遣<sup>セン</sup>。

2. 「康和五年点本」(二十七丁表)

次<sup>ト</sup>一<sup>ヒト</sup>率<sup>スベテ</sup>一<sup>ヒト</sup>枒<sup>クサ</sup>粥<sup>シユ</sup>各<sup>ノ</sup>以<sup>テ</sup>本<sup>ノ</sup>尊<sup>ニ</sup>真<sup>ニ</sup>言<sup>フ</sup>。加<sup>シ</sup>持<sup>ス</sup>。

三<sup>ミ</sup>遍<sup>ヘン</sup>。即<sup>チ</sup>用<sup>フ</sup>小<sup>コ</sup>蠟<sup>ロウ</sup>燭<sup>シユク</sup>。或<sup>ハ</sup>紙<sup>シ</sup>燭<sup>シユク</sup>。便<sup>チ</sup>挿<sup>サセ</sup>。

粥<sup>シユ</sup>上<sup>ノ</sup>其<sup>ノ</sup>燭<sup>シユク</sup>。作<sup>シ</sup>意<sup>シ</sup>令<sup>シ</sup>獻<sup>ス</sup>。未<sup>ダ</sup>遍<sup>ズ</sup>米<sup>コメ</sup>。不<sup>レ</sup>得<sup>ズ</sup>令<sup>シ</sup>滅<sup>ス</sup>。

〔寛治三年字本〕(二十七丁裏)

次<sup>ト</sup>一<sup>ヒト</sup>率<sup>スベテ</sup>一<sup>ヒト</sup>枒<sup>クサ</sup>粥<sup>シユ</sup>各<sup>ノ</sup>以<sup>テ</sup>本<sup>ノ</sup>尊<sup>ニ</sup>真<sup>ニ</sup>言<sup>フ</sup>。加<sup>シ</sup>持<sup>ス</sup>。

三<sup>ミ</sup>遍<sup>ヘン</sup>。即<sup>チ</sup>用<sup>フ</sup>小<sup>コ</sup>蠟<sup>ロウ</sup>燭<sup>シユク</sup>。或<sup>ハ</sup>紙<sup>シ</sup>燭<sup>シユク</sup>。便<sup>チ</sup>挿<sup>サセ</sup>。

粥<sup>シユ</sup>上<sup>ノ</sup>其<sup>ノ</sup>燭<sup>シユク</sup>。作<sup>シ</sup>意<sup>シ</sup>令<sup>シ</sup>獻<sup>ス</sup>。未<sup>ダ</sup>遍<sup>ズ</sup>米<sup>コメ</sup>。不<sup>レ</sup>得<sup>ズ</sup>令<sup>シ</sup>滅<sup>ス</sup>。

以下には、漢文訓読史の見地か、再読字の「當」「須」

助字「及」と虚字「并」の訓法についで、両本を比べて

3. 再読字「當」(二例)

〔康和五年点本〕

(1) 間<sup>ヒマ</sup>狭<sup>セバサ</sup>四<sup>ヨ</sup>指<sup>ササ</sup>量<sup>リヤウ</sup>深<sup>フカ</sup>當<sup>ト</sup>用<sup>フ</sup>一<sup>ヒト</sup>指<sup>ササ</sup>。(二十七丁表)

(2) 訶<sup>カ</sup>字<sup>ジ</sup>者<sup>ハ</sup>當<sup>ト</sup>加<sup>シ</sup>而<sup>シテ</sup>誦<sup>ス</sup>。若<sup>シ</sup>邊<sup>ヘ</sup>加<sup>シ</sup>持<sup>ス</sup>人<sup>ニ</sup>或<sup>ハ</sup>抄<sup>シ</sup>名<sup>ヲ</sup>。(五丁裏)

「寛治三年(字本)」

- (1) 闊狭四指量（にせよ・深當用一指）。(十八丁ウ)
- (2) 訶字者（當加而誦）。若遙加持人（或抄名）。(五丁ウ)

4. 再読字「須」(二例)

「康和五年点本」

若息灾法（オラハ）。五穀中須（ニスハラハ）。十倍加（ガシテ）。油麻（オウマ）。(九丁ウ)

「寛治三年(字本)」

若息灾法（オラハ）。五穀中須（ニスハラハ）。十倍加（ガシテ）。油麻（オウマ）。(八丁ウ)

5. 助字「及」

「康和五年点本」

(1) 第三院四隅（ハフ）及（ツ）四門（ハシ）如初（ハシ）軍茶（ノ）知（ル）。(四丁ウ)

(4) 第三院及（ツ）訓月（ツキ）亦（モ）如（シ）前（マヘ）所説（ト）。(三丁ウ)

「寛治三年(字本)」

(3) 第三院四隅（ハフ）及（ツ）四門（ハシ）如（シ）初（ハシ）軍茶（ノ）知（ル）。(三丁ウ)

(4) 第三院及（ツ）門（カド）亦（モ）如（シ）前（マヘ）所説（ト）。(三丁ウ)

6. 虚字「并」

「康和五年点本」

(1) 即獻（シ）聖衆（ニ）三大杪（ト）并（ヒ）木香花等（ト）焼（キ）粳（コ）米（ト）。(九丁ウ)

(1) 三獻（シ）聖衆（ニ）并（ヒ）三灑（ス）三漱（ス）。(十四丁ウ)

「寛治三年(字本)」

- (1) 即獻（シ）聖衆（ニ）三大杪（ト）并（ヒ）木香花等（ト）焼（キ）粳（コ）米（ト）。(九丁ウ)
- (6) 三獻（シ）聖衆（ニ）并（ヒ）三灑（ス）三漱（ス）。(十四丁ウ)

以上の挙例から知られるように、康和五年点本の訓読

と寛治三年字本の訓読とは、全帖に亘って、助字類の訓

法に至るまでも良く一致する。但し、極一部に点線を施

したような不一致もあるが、4の「須」の訓法のように寛

治三年字本が、一度は「須」と再読表現に訓読して康

和五年点本と同じにしたのに、「べし」を擦消して、「加へよ

と命令形で呼ぶさせる形に改めたものや、6の「并」の

(6)の例の「獻」獻のように寛治三年字本が「し」と誤

点したが(句点が施されているので終止する箇所である)と

考えられるものが含まれる。いずれにしてもこのような

不一致は極少数であり、全体として良く一致しているの

である。これは、康和五年点本に伝承された訓読が、寛

治三年字本に忠実に伝えられたことを示すものである。

康和五年点本の訓読は、先述の如く、正暦二年(九九)

に仁和寺の寛朝の訓読を受けたものを伝えている。寛治

三年字本の訓法が良く一致することは、寛朝の訓読が尊

はれ、これが後世に忠実に伝えられた結果であると考え

られる。

このように、康和五年点本が、その奥書を訓法が裏付けて、寛朝の訓読を忠実に伝えたものであるならば、再読字を「味」「端」「須」と再読表現にしたり、助字「及」を「オヨビ」と訓んだりするのは、平安中期以降に一般化する訓法であるから、寛朝の時代の新しい訓法に基づいていることが分る。助詞「イ」の読添えがないこともその一証である。少くとも、平安初期の訓読法とは異なっている。その意味からも、「大師大僧正」を空海に擬定することは当を得ないのである。但し、部分的には、虚字の「并」と「アハセテ」と訓読して、「並(ナヒニ)」と訓み分けるような古用に適うものもある。

尚、康和五年点本には、朱訓点とは別に、墨書の仮名が散在している。墨書の仮名は、朱訓点とは異なる訓読を併記している。これは恐らく寛寛が移点する際に、寛朝以来の訓読を朱書で字一たのに対して、別系統の訓読を注記したものであろう。先掲例の上では、朱書が「来去」招(シ)獻(シ)已(レ)と訓読するのに対して、墨書では「来去」招(シ)獻(シ)已(レ)と訓読している。この墨書の仮名と同じ訓読をしている金剛頂瑜伽護摩儀軌の他の訓点本を求めると、高山寺蔵の院政期字本(第四部三二五九

子)と、同寺蔵の大治四年(二二九)書字本が挙げられる。(第四部三七五三六)

朱去 招 獻 已 (高山寺蔵院政期字本)

朱去 招 獻 已 (同右蔵大治四年字本)

そこで、康和五年点本の墨書仮名について、高山寺蔵の右の二本の訓読と比べてみると、次表のように良く一致することが分る。

康和五年点本(「が墨仮名」)	院政期字本	大治四年字本
仰視 (二丁オ)	仰視	仰視
減半 (二丁オ)	減半	減半
横召長 (二丁オ)	横召長	横召長
跛物垂脚 (二丁オ)	跛物垂脚	跛物垂脚
安立 聖衆圍繞壇 (二丁オ)	安立 聖衆圍繞壇	安立 聖衆圍繞壇
安立 示本三昧耶 (二丁オ)	安立 示本三昧耶	安立 示本三昧耶
或有 教中説 (二丁オ)	或有 教中説	或有 教中説
校十倍多 (二丁ウ)	校十倍多	校十倍多
或物大 (二丁ハ)	或物大	或物大
対諸 諸獻 (二丁オ)	対諸 諸獻	相対 諸獻
独用 (二丁オ)	独用	独用
鹿 (二丁ウ)	鹿	鹿

一部には点線部のような差異があるが、人全体としては一致し、同系統にあることが分る。高山寺藏の院政期字本は、奥書に「以円楽寺経藏之本書了」(朱書)とあり、朱点(ヲト点)が浄光房点(ト)が施されている。円楽寺は仁和寺の塔頭であり、神護寺藏金剛頂瑜伽護摩儀軌長元五年(一〇三三)頼尊交点本が浄光房点を用いていることに徴すると、仁和寺浄光房頼尊の訓説を伝えたものであろう。大治四年字本は、奥書に「大治四年十月十二日午時書了」順義之本とあり、ヲト点を用いず倭名点である。順義の素姓が未詳であるが、訓法から見て同系統と考えられる。以上によると、院政期には、仁和寺経藏に少くとも二系統の金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓点本が伝承されていて、一つは寛朝の訓説を伝え、一つは頼尊の訓説を伝えていたと見られる。

### 三、金剛頂瑜伽護摩儀軌の古点本

金剛頂瑜伽護摩儀軌の古点本として、次の十二点が知られる。

#### A. 仁和寺系統第一種

1. 仁和寺藏 康和五年 寶寛奉受本 一帖

寛朝の訓説を伝えると見られることは前述の通りである。ヲト点は円堂点。

2. 仁和寺藏 寛治三年仁和寺喜多院書字本 一帖

寛朝の訓説を忠実に伝えていことは前述の通りである。ヲト点は円堂点。

3. 高山寺藏 大治三年書字本 一帖(茅四部二六三)

大治三年(一二八)正月廿六日に書字し、同年九月六日に東寺僧の慶幸が移点し相模阿闍梨御房から奉受したことが奥書から知られる。粘葉装柶型本。

(奥書)大治三年正月廿六日未時許書寫畢

(朱書)

同年九月六日於三条坊門猪熊壇所移點

同日相模阿闍梨御房奉受了

東寺末廻子慶幸

相模阿闍梨は、仁和寺成就院寛助の資の複意と見られる。複意は相模律師、寶乘房と呼ばれ、元永二年(一二九)に成就院で阿闍梨として灌頂を受け、久安二年(一二四六)十月十一日に六十七歳で卒している。慶幸については未詳。朱筆の倭名、ヲト点(ト)が施され、ヲト点(ト)は浄光房点であるが、訓説はよそに通じ、寛朝の訓説に基づいている。



B. 仁和寺系統第二種

4. 神護寺藏 長元五年(一〇三三)頼尊文点本 一卷

長元五年に仁和寺淨光房頼尊が受奉した本で、更に天喜二年(一〇五四)に他書で移点したことが奥書から分かる。<sup>(3)</sup>「仁和寺淨光院」の捺印がある。

(奥書)「朱書」以大師御筆本文點了 頼尊了

(文中、朱書)

長元五年七月廿八日奉從本寺入寺受奉了

而以天喜二年五月廿五日又以他書移點了 頗

加用意而已 頼尊了

ラコト点は淨光房点であり、池上律師頼尊が淨光房点を用いた資料として注目された資料である。<sup>(4)</sup>

5. 高山寺藏 院政期書字本(円楽寺経藏本) 一帖

(第四部六三函五九号)

院政期書字、奥書に円楽寺経藏之本を以て書字したとある。粘葉装柀型本。

(奥書)「朱書」以円楽寺経藏之本書了了

(墨書)「三文了」

朱筆の仮名、ラコト点が施され、ラコト点は淨光房点で院政期の加点である。円楽寺は仁和寺の塔頭の一で、成典僧正の建立に係り、代々門跡が相承した(

仁和寺諸院家記(入題證本)。成典は円堂僧正と呼ばれ、仁海の灌頂の資で、寛徳元年(一〇四四)八十七歳で卒している。前述の如く、訓読が康和五年点本の墨仮名と同系統であり、同じ淨光房点を用いた頼尊の訓

説を伝えたものと見られる。

6. 高山寺藏 大治四年順義書字本 一帖(第四部七三函三三号)

大治四年(一一一九)に順義の書字したことが奥書から分かる。粘葉装柀縦長本。

(奥書)大治四年十月十二日午時書了 順義之本

早一校了

ラコト点を用いず、墨仮名が施されている。順義は未詳であるが、訓読は前述の如く、5と同系統である。

7. 高山寺藏 天永四年兼秀書字本 一帖(第四部七三函三三号)

天永四年(一一三三)に兼秀の書字したことが奥書から分かる。粘葉装柀型本。

(奥書)天永四年七月廿日書了 兼秀之本也

(朱書)「三三三」

移點了了

兼秀は未詳。朱筆の仮名、ラコト点が施され、ラコト点は円堂点であるが、訓読は5、6と同系統である。

C. 仁和寺系統第三種

8. 石山寺藏 平安中期点本 一卷(校倉聖啟筆五字)

平安中期書字。卷子本。奥書なし。朱筆の仮名、ヲ

コト点が施され、ヲコト点は禅林寺点で、平安中期末

(長保頃)の加點。禅林寺点を加點した点本の現存す

るものは少いが、いずれも十世紀末から十一世紀初頃

のものである。築島裕博士は、深覚僧正(九五五-一〇三)

あたりの所用であつた可能性が大きいとされている。

深覚は仁和寺の寛朝に従つて永祚元年(八九九)に伝法

灌頂を受けている。禅林寺は、仁和寺塔頭の一で、

真紹が建立し、深覚、深観、静遍と伝つた。(仁和寺

諸院家記)

D. 勸修寺系統

9. 高山寺藏 建久四年書字本 一帖(第四部二五函三八号)

建久四年(二九三)に高雄寺で理明房阿闍梨興然の本を

以て書字し、移点したものであるが、本奥によると、承

安三年(一二七三)に勸修寺で浄相房と法務御房との訓説

の二説を伝えた本に基づいていることが分る。

(奥書) 建久四年二月八日於高雄寺未時許/以理明房

阿闍梨御房御本書畢

(朱書)「同日西越許移点了」

(朱書)(追筆)「次日未時以同本一文了」

書□/承安三年九月廿二日於勸修寺移點之

但朱點、浄相房也異朱筆者法務御房

本云々

朱筆の仮名、ヲコト点が施され、ヲコト点は東大寺三

論宗点である。朱点に二種がある。これは、本奥書

にいう、法務御房、即ち勸修寺の寛信大僧都(仁平三年

へ二五三ノ七十歳入滅)の訓説と、浄相房、即ち言海阿

闍梨(寛信の資)の訓説とを伝えるものである。こ

の本を書字移点した理明房阿闍梨は勸修寺の興然

である。従つてこの本は勸修寺の訓説を伝えている。

10. 石山寺藏 院政期書字本 一帖(校倉聖啟二一函五号)

院政期書字。粘葉装柙型本。奥書は次のようである。

(奥書) 金剛弟子淳□之本

裏表紙右下に「東院□□」<sup>(流)</sup>とある。朱筆の仮名、

ヲコト点<sup>(流)</sup>が施され、ヲコト点<sup>(流)</sup>は東大寺三論宗点である。

「淳□」は淳観と見られる。淳観は石山寺経藏に数点の

訓点本を残している。いずれもヲコト点に東大寺三論

宗点を<sup>(二五〇)</sup>用い、久安六年には法務御房御本を以て書字並

に移点し(枝倉聖教附註「尊勝仙頂真言修瑜伽法卷下」、  
永治元年(二四)に勸修寺御本を以て書字し又移点して  
いる(枝倉聖教ニ函「童子供作法」、同ニ函「護諸童子  
經」)。

E. 三井寺系統

11. 高野山三宝院藏 天治二年教禪奉受本 一卷

天治二年(二二五)に教禪が持教房から奉受した本であり、  
その四年前の保安二年に教禪が園城寺焼失の折、取来  
った僧慶應から伝得したものであることが奥書が  
り知られる。

(奥書) 天治二年乙六月廿五日酉時於持教房奉受之

教禪記之廿七

七月二日於同所印了 未時云々

保安二年五月廿日園城寺焼失之刻彼彼寺取来僧慶應より傳得之

教禪之記

教禪は、東寺觀智院藏天台血脈によると、大原三昧阿闍  
梨良祐の兄弟子経暹の孫弟子大教房寂庵の資である。  
又、相実の資でもある。右の奥書によれば、もと天台  
宗三井寺所伝の本であり、ラント点か西墓点である  
ことがこれを裏付けている。更に、朱点・墨点共に

片仮名に「し」(キ)という西墓点所用点本持有の仮名  
字体を用いていること(2)も、これを裏付けている。

12. 高山寺藏 長治二年(二二五)宴暹書字本 一帖

(第四部六七巻六号4)

長治二年に宴暹が書字したことが奥書から分る。粘  
葉装柀型本。

(奥書) 長治二年七月十二日書了 金剛仏子宴暹

願以書寫力 必性生極深 父母及兄弟 同共遊戯染  
朱筆の仮名とラント点が施され、ラント点は西墓点  
である。別に同期の墨仮名がある。宴暹は未詳である  
が、西墓点の加點から、天台宗三井寺系統と見られる。

四. 金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓読史

右の諸点本について、金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓読の系  
統を見るために、仁和寺藏の康和五年点本において寛朝  
の訓読を伝えた朱点に対して別系統の訓読(頼尊)を墨  
仮名で併記した箇所を手掛りとして、それ以外の訓読を  
調べると、次頁の表のようになる(6の大治四年点本に  
ついては第二即の表に掲げてある。4・9・10・11は未調  
査)。

A 仁和寺系統 第一種	1 康和章字本朱点	同、墨後名	3 大治三年字本	B 仁和寺系統 第二種	5 月樂寺經藏本	7 天永四年兼秀宗本	C 仁和寺系統 三種	8 石寺、寺中期本	12 長治三年夏違字本	E 三井寺系統
	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把	仰視 減半 横召長 跛物垂脚 安立 聖衆圍繞壇 安立示本三昧耶 來去 招獻已 或有教中說 或物大 或物大 對諸獻 並同 獨用 鹿応足一把

(用例中、点線は康和章字本の墨後名と致すもの、実線は康和章字本の朱点にも墨後名にも不致)

これによると、次のことが知られる。B 仁和寺系統等二種の二本(5、7)の訓法は、基本的には、A 仁和寺系統第一種のうち墨後名の訓法と一致する。但し部分的には不一致のものも含まれていて、一部に別系、別案の

訓も取入れたことが考えられる。C 仁和寺系統第三種の訓法は、部分的には仁和寺系統の第一種・第二種に合う所もあるが、いずれにも不一致のものがある。E 三井寺系統で、右の二系統とは別の系統と見られる。

の訓法は、仁和寺三系統とは一致しない訓法が多く、全く別の系統と見られる。以上のように、訓法から見て、金剛頂瑜伽護摩儀軌の古点本は、第三節に整理したような諸系統に分れることが考えられる。

紙数の都合にて、ここでは以上の事等から分ったことを箇条書に纏めて記すことにする。

〔一〕金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓法には、現存の諸点本によれば、少くとも、仁和寺系統に三種が存し、他に勸修寺系統・三井寺系統があった。仁和寺の第一種は寛朝の訓説を伝え、第二種は頼尊辺の訓説を伝えたものと見られる。

〔二〕金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓点とその訓読法は、平安中期（十世紀、寛朝の時代）以降の、新しい訓読法を基盤として成立した訓法に基づいている。仁和寺系統第一種における、再読表現や「<sup>建</sup>」の訓法は第二節に例示した通りである。仁和寺系統第二種・第三種、三井寺系統にも、これらの新しい訓法が見られるが、紙数の都合にて例示等を省略する。

〔三〕金剛頂瑜伽護摩儀軌の訓法は、右掲の諸系統の間では、忠実に伝承されてきた。このことは、仁和寺系統

第一種における原和五年字本と寛治三年字本との関係、及び原和五年字本に異系統の訓として併記された墨仮名とその系統の諸本との関係から知られる。

〔四〕しかし、院政期以降には、他系統の訓法を取合せたり或いは私家を加えたりすることが行われたらしく、全巻を通じて訓法が完全に一致する点本は少い。

〔五〕フォト点法を同じくするものは同系統の点本であることが多いが、フォト点と訓法の系統とは一致しないこともある。

以上に係る論証は、未調査資料の調査結果を加えて、再説の機を得たい所である。

〔注〕

- (1) 吉沢義則「真言宗の平安止心」(『国語国文の研究』所収)。
- (2) 中田祝夫「古点本の国語学的研究」(『岩波論叢』二・三・六三頁)。
- (3) 注(3)文献六三五頁による。
- (4) 注(2)文献四三二頁。
- (5) 幕島格「禅林寺点について」(『訓点語と訓点資料』第八十号)。
- (6) 第五回大藏會展観目録(平成元年十月六日)による。
- (7) 注(2)文献五八九頁。

(二)ばやし よしのり、広島大学教授

(平成四年一月十七日受理)